

新型コロナウイルス感染症関連の補助金に関するFAQ(医療機関向け)

(兵庫県保健医療部感染症対策室感染症対策課)

令和5年7月7日

00.共通事項

No.	質問内容	回答
1	補助事業の対象期間はいつからいつまでですか。	令和5年4月1日～令和5年9月30日の期間内に着手し、納品、支払いが完了する事業が対象となります。 なお、着手とは、契約書を締結する、又は発注することを指します。 ※ 原則として設備等は令和5年8月31日までに納品される必要があります。 ※ カード、手形による支払いの場合は、口座から引き落とされる日が支払いの完了となります。
2	どのような医療機関が、補助の対象となりますか。	原則として、次の(1)～(4)の医療機関が補助の対象となります。 (1)令和5年4月1日以降に重点医療機関・協力医療機関に指定された医療機関 (2)令和5年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を拡大する、入院患者受入医療機関 (3)令和5年4月1日以降に発熱等外来対応医療機関(5月7日までは発熱等診療・検査医療機関)に指定された医療機関 (4)従前から補助金を活用して設備等をリースしており、今後もリースを継続する医療機関
3	補助金の交付はいつされますか。	事業が完了し(購入設備等への支払も完了しておく必要があります)、実績報告書、請求書を当該課へ提出後、書類内容に問題がなければ、交付の手続きを開始します。手続き開始後、1か月以内に補助金を交付する予定です。
4	見積書の写しを添付とありますが、全ての設備・備品等の写しが必要ですか。	単価が100,000円未満のものについては、添付を省略できますが、交付申請金額の確認のため、品目や数量、単価等を示した積算内訳を提出してください。 また、ネットでの注文により、見積書の発行が難しい場合は、注文画面など価格が分かるものを添付してください。
5	設備整備について、令和5年9月30日までに納品されれば補助対象となりますか。納品だけでなく、9月30日までに一定程度以上使用が必要などの条件はありますか。	原則として、令和5年8月31日までに納品される必要があります。 補助事業の対象期間の間に少なくとも1ヶ月は、設備の活用による治療等を行ってください。 なお、使用状況を確認させていただく場合がありますので、必ず使用記録をつけておいてください。
6	設備を購入する際の条件はありますか。例えば、入札をしなければならないのでしょうか。	原則、入札又は見積もり合わせにより業者を決定してください。 設備は新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、高額な医療機器については基本的にリースで整備してください。

7	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。	リースの場合も補助対象となります。 設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」に含まれるため、補助対象となります(設備設置工事費は対象になりますが、検査室拡充工事を行う場合の工事費は対象外となります)。 なお、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
8	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。	補助事業の目的を達成したものととして廃棄することが適切な場合は、令和5年9月末までの廃棄に係る経費は補助対象となります。
9	厚生労働大臣が認めた台数、人数分・・・とありますが、医療現場に必要な台数、人数分・・・を申請したらいいのでしょうか。	医療現場で最小限必要な台数、人数分・・・を申請してください。確保病床等に比して、過大な場合は対象外となります。
10	同じものを他の助成事業と重複申請できますか。 (国直接執行の補助や兵庫県保健医療部の他の補助等との同時申請)	他の助成事業と重複申請はできません。
11	本補助金により取得した設備を新型コロナウイルス感染症患者以外(目的外使用)に使用することは可能ですか。	新型コロナウイルス感染症の終息後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本補助金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されることを想定しています。 なお、当該期間中において、本補助金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合(※)は、財産処分に該当しないため、厚生労働大臣の承認は必要ありません。 ※ 例えば、一時的に一般診療で使用する場合等を想定
12	補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要ですか。	新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、補助事業の目的に反しているわけではないので、県(厚生労働大臣)の承認を受けずに廃棄することが可能です。 なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。
13	今回の補助金は、国の会計検査の対象となりますか。また、書類の保存などで留意すべき事項はありますか。	国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。当該補助金で購入した設備については、他の目的で使用することがないよう留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は5年間は他と区別して保管してください。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管することになりますので、ご注意ください。 また、会計検査を受検される際は、現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、その際にご協力をお願いします。 なお、証拠書類等を紛失した場合や事前の承認なく処分・譲渡等した場合は、国から補助金返還を命じられるケースもあるので十分注意してください。

05.新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

No.	質問内容	回答
1	補助の対象となる者	県が指定した重点医療機関
2	重点医療機関とはどのようなものですか。	新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定して新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関のことです。国指定要件やこれまでの病床確保実績等も踏まえ、県が指定します。
3	補助の対象となる経費	県の依頼に基づき病床を確保した期間内において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために確保した病床(休止病床含む)の病床確保料が対象となります。 なお、稼働病床の病床確保の対象は空床に係る経費であるので、新型コロナウイルス感染症患者等の入院期間中は対象となりません(診療報酬で対応)。
4	補助の対象となる期間	令和5年度中に県の依頼に基づき病床を確保した期間が対象となります(令和5年4月1日～令和5年9月30日の期間内に確保した病床が対象)。

重点医療機関における補助額

病床確保料は以下のとおりです。
【令和5年4月1日～5月7日まで】
 補助額は、「それぞれの基準額×空床数」及び、「それぞれの基準額×休止病床数」と「それぞれの基準額×即応病床数×2床（ICU・HCUは4床）」を比較して低い金額になります。なお、寄附金などのその他の収入額がある場合は当該収入額を控除した金額が補助額となります。また、即応病床使用率（前3ヶ月間）が県の平均の30%を下回る医療機関については、（単価2）になります。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の事情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではありません。

※療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合は、一般病床に病床種別を変更し、受け入れてください。

（単価1）

区分	特定機能病院等		一般病院	
	稼働病床	休止病床	稼働病床	休止病床
ICU	436,000円/日	436,000円/日	301,000円/日	301,000円/日
HCU	211,000円/日	211,000円/日	211,000円/日	211,000円/日
療養病床	—	16,000円/日	—	16,000円/日
上記以外の病床	74,000円/日	74,000円/日	71,000円/日	71,000円/日

（単価2）

区分	特定機能病院等		一般病院	
	稼働病床	休止病床	稼働病床	休止病床
ICU	305,000円/日	305,000円/日	211,000円/日	211,000円/日
HCU	148,000円/日	148,000円/日	148,000円/日	148,000円/日
療養病床	—	11,000円/日	—	11,000円/日
上記以外の病床	52,000円/日	52,000円/日	50,000円/日	50,000円/日

【令和5年5月8日以降】

補助額は、「それぞれの基準額×空床数」及び、「それぞれの基準額×休止病床数」と「それぞれの基準額×即応病床数×1床（ICU・HCUは2床）」を比較して低い金額になります。なお、寄附金などのその他の収入額がある場合は当該収入額を控除した金額が補助額となります。

※療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合は、一般病床に病床種別を変更し、受け入れてください。

（単価）

区分	特定機能病院等		一般病院	
	稼働病床	休止病床	稼働病床	休止病床
ICU	218,000円/日	218,000円/日	151,000円/日	151,000円/日
HCU	106,000円/日	106,000円/日	106,000円/日	106,000円/日
療養病床	—	16,000円/日	—	16,000円/日
上記以外の病床	37,000円/日	37,000円/日	36,000円/日	36,000円/日

6	<p>特定機能病院等とは、どのような病院のことですか。</p>	<p>特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のことを指します。 特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とは、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関です。</p>
7	<p>多床室で患者を受け入れ、患者が使用しない病床を休止病床にせざるを得なかった場合、その休止病床は補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。例えば、4床室に患者2人を受け入れ、他の2床を休止せざるを得ないときは、2床は稼働病床の病床確保(入院期間は除く)として、他の2床は休止病床の病床確保として補助の対象となります。</p>
8	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために病床を見直し、使用中止(休床)とした病床も病床確保の対象となり、病床確保料を計上することができますか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床についても、病床確保の対象となるため、病床確保料の計上が可能ですが、図面等により休床の範囲等について、感染症対策課と協議いただきますようお願いいたします。</p>
9	<p>感染症病床は本事業の病床確保の対象となるのでしょうか。</p>	<p>感染症指定医療機関の感染症病床については、本事業の病床確保の対象となります。 なお、本事業により新型コロナウイルス感染症に係る病床確保を行っている期間は、医療施設運営費等補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。医療施設運営費等補助金の交付申請に当たっては、本事業の対象とした期間を差し引くこととなります。</p>
10	<p>県の確保病床は、「感染拡大期」や「小康期」などのフェーズに応じて段階的に変化するが、フェーズに応じた病床数が当該補助金の対象となりますか。</p>	<p>県の依頼によるフェーズに応じた確保病床数が対象となります。 例えば、感染拡大期に県から4床の確保依頼があり、感染増加期に8床の確保依頼があった場合は、その期間に応じて確保病床数を計算して合算のうえ交付申請してください。</p>
11	<p>重点医療機関の指定は医療機関単位で行っており、専用病床と専用病棟以外の病棟を有する医療機関も指定していますが、重点医療機関の指定を解除せずに、専用病棟や専用病棟以外の病棟にその他医療機関の補助区分を適用することは可能でしょうか。</p>	<p>重点医療機関の専用病棟以外の病棟にその他医療機関の補助区分を適用することは可能ですが、専用病棟にその他医療機関の補助区分を適用する場合は当該医療機関の重点医療機関の指定を解除してから適用してください。</p>